平成２２年（フ）第７８１号
静岡市葵区春日２丁目６番102号
債務者　花村　諒祐（旧名芙未子）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４５号
静岡市駿河区広野１丁目３番４号
債務者　望月　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５０号
静岡市清水区村松原２丁目９番28号
債務者　金子　直美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５２号
静岡県藤枝市瀬戸新屋93番地　山本アパート
債務者　大石　繁子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３７号
沖縄県沖縄市越来１丁目13番27号　仲宗根アパート１－Ｃ号室
債務者　諸喜田初子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８３８号
静岡市葵区長沼258番地の１　507号
債務者　伊野瀬春美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第５９６号
千葉県市原市潤井戸1809番地の８
破産者　横山　忠功
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８３号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３番23―407号、開始決定時の住所千葉県船橋市本町３丁目３番８―901号
破産者　加藤　　正
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市本島町３番29号
破産者　被相続人亡松永行雄の相続財産
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
長崎県佐世保市天神２丁目12番21号
破産者　有限会社真商会
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
栃木県下都賀郡壬生町表町８番15号
破産者　株式会社須永電機設備工業
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２９号
千葉県船橋市芝山５丁目21番７号
破産者　有限会社菅井木工所
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１７８３号
名古屋市西区貴生町23―１　アートプレイスＴ２、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区砂原町236番地の１
破産者　株式会社セントラルボーンジャパン
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９４７号
名古屋市中村区長戸井町４丁目38番地
破産者　株式会社飯沼コンサルタント
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６９号
京都府綴喜郡井手町多賀西北ノ代52番地の５
破産者　株式会社アプリシエイト
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９９号
広島市中区西十日市町10番12号
破産者　プリズムネットワークス株式会社
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１４号
福岡県筑後市大字山ノ井778番地２
破産者　有限会社クルメターミナルホテル
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６２６号
熊本市新大江３丁目20番１号
破産者　有限会社やまと美装
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４９７号
大分市大字田尻字麦生田231番地の１
破産者　有限会社ケイドゥー
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５０号
札幌市中央区南３条西８丁目11番４号
破産者　有限会社スティリー
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部